

仕様書

1 案件名称

朱肉ほか23点（万博推進局）買入（その2）

2 納入物品仕様及び数量

別紙のとおり

3 納入期限

令和8年3月19日（木）

※ 納入日時については事前に本市と協議のうえ決定すること。

4 納入場所

本市指定場所

（アジア太平洋トレードセンタービル O's 棟北館 4階）

※ エレベーター利用可（内かごサイズ：(W)1,800mm×(D)1,850mm×(H)2,400mm 入口
(W)1,300mm、(H)2,100mm）

※ 詳細については別途、本市と協議を行うこと。

5 特記事項

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は、質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する。
- (2) 納入物品については、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- (3) 契約金額は納品（搬入等）に関する一切の経費を含めること。
- (4) 納入物品については、全て新品であり、品目ごとに同一メーカーでかつ同一製品（色調を含む）を納品すること。
- (5) 納入物品に不良品があった場合は、新品と交換すること。
- (6) 契約締結後、速やかに単価のわかる内訳明細書を本市へ提出すること。

6 本市担当

万博推進局総務部総務課

担当：井上（電話 06-6690-7801）

品番	品名	形状・寸法等	単位	個数	備考
1000	朱肉	60号	個	5	
1001	朱肉	75号	個	2	
1090	油性マーカー	ツインタイプ、極細・細字、黒	本	100	
1110	蛍光ペン	使用時にキャップが反対側に装着できること、詰め替え可能、ツインタイプ、黄	本	100	
1111	蛍光ペン	使用時にキャップが反対側に装着できること、詰め替え可能、ツインタイプ、桃	本	100	
1114	蛍光ペン	使用時にキャップが反対側に装着できること、詰め替え可能、ツインタイプ、青	本	100	
1120	ボールペン	ボール径0.7mm、ノック式、黒	本	100	
1121	ボールペン	ボール径0.7mm、ノック式、赤	本	100	
1216	除針器	10号針用、幅18×奥行き140×高さ17mm程度	本	100	
1230	鉛筆削り	手動式	台	2	
1270	用箋挟	A4-S、吊下げ金具付	枚	20	(通称)クリップボード S(タテ)
1271	用箋挟	A4-E、吊下げ金具付	枚	20	(通称)クリップボード E(ヨコ)
1310	スタンプ台	油性顔料系インキ、 盤面67mm×106mm程度、黒	個	5	
1311	スタンプ台	油性顔料系インキ、 盤面67mm×106mm程度、赤	個	5	
1351	ステイック糊	ミディアムサイズ、容量20g程度	本	100	
1360	テープのり	強力粘着タイプ、 幅8.4mm×長さ8~16m程度、 詰め替え可能	個	20	
1361	テープのり用詰め替えカートリッジ	強力粘着タイプ、 幅8.4mm×長さ8~16m程度	個	20	
1441	製本テープ	35mm×10~12m、白色、契約書割印用	巻	10	
1723	PPCカラー用紙	A4サイズ(グリーン)、モノクロコピー対応、 坪量:64~70g/m ² 、 紙厚:0.087~0.093mm、100枚入	冊	5	
1780	シュレッダー用ごみ袋	縦900~1000mm×横900~1000mm、 透明~半透明、90~100リットル収容可能、 1箱に100枚入	箱	5	
1781	ごみ袋	半透明、70L、縦900×横800mm程度、 厚さ0.04mm程度、1袋10枚入	袋	5	
1790	アルカリ乾電池	単3形 10本入	箱	10	
1791	アルカリ乾電池	単4形 10本入	箱	10	
1830	段ボール箱	外寸:幅450×奥行き320×高さ340mm程度、 厚さ5mm程度(文書運搬用の強度があるもの)、 色:クラフト(無地)、10枚入 たたんだ形で納品すること	箱	15	

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。